

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
1000 事業活動(産 業・業務)	1100 事業活動に おける脱炭 素化の推進	1110 大規模事業 者	1111 大規模事業者における一層の省エネ対策の推進と再生可能エネルギーの導入・利用拡大の同時解決を図るため、 ① 対策条例に基づく排出量削減計画書制度の目標削減率を強化するとともに、 ② 再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を目標達成に向けた取組として評価する制度を構築します。	○	①②排出量削減計画書制度の目標削減率の強化及び再エネ導入・利用を評価する仕組み(実排出係数の採用等)について、2023 年度に指針改正を行い、第5計画期間(2023～2025 年度)から施行	脱炭素社会 推進課
			1112 ③ 京都府内の大規模事業者における再生可能エネルギーの導入等状況を府が公表することで、社会や市場(投資家)での評価を通じて、事業者の自主的かつ計画的な取組の促進を図る仕組みを構築します。	○	③特定事業者の再エネ導入等の報告・公表制度を 2022 年度から施行済み	脱炭素社会 推進課
			1113 ④ 中小企業の省エネ対策や企業・NPO 等による森林整備など、府民や企業の様々な温室効果ガス排出削減活動からクレジット(CO2 排出削減の環境価値)を創出し、大規模排出事業者等がそれを購入して対策条例に基づく排出量削減計画の目標達成や CSR 等に活用する京都版 CO2 排出量取引制度(京-VER クレジットの活用)を継続して実施します。	○	④京-VER クレジット制度を通じて、これまでに約 12,000 トンの削減クレジットの取引を実施	脱炭素社会 推進課
		1120 中規模事業 者	1121 ⑤ 中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援や、 ⑥ 京都独自クレジット(京-VER クレジット)の創出につながる省エネ設備等への更新を支援するとともに、 ⑦ 中小企業に対する環境経営の普及に向けて EMS 診断を支援します。	○	⑤⑦中小企業の排出量の把握、削減計画の策定、削減に向けた取組の実践を促す EMS 診断事業を実施 ⑥中小企業に対して、省エネ設備更新補助事業、再エネ・蓄電・EMS 導入補助事業を実施	脱炭素社会 推進課
			1122 中小企業や NPO 等における自立型再エネ設備の導入を支援するため、 ⑧ 再エネ条例の自立型再エネ設備導入計画書認定制度に基づく税の優遇措置を継続して実施するとともに、 ⑨ 中小企業向けには地域防災力の強靱化に向けて認定要件を見直します。	○	⑧再エネ条例により、自立型再エネ設備導入計画書認定制度(自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度に改名)を継続実施 ⑨令和3年度以降、認定要件に災害時の地域活用要件を追加	脱炭素社会 推進課
			1123 ⑩ 省エネ機器導入時の初期費用の負担低減に資する新たな販売・リース方法等の開発を支援します。	×	⑩ー	脱炭素社会 推進課
		1130 サプライチェ ーン全体で の温室効果 ガス排出量 の削減	1131 ⑪ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価するとともに、 ⑫ SCOPE3までのサプライチェーン排出量の算定を行おうとする企業の取組を支援します。	○	⑪サプライチェーンでの温室効果ガス排出削減に取り組む企業グループに対して、省エネ診断の実施に加え、精緻な排出量の算定を支援(成果を公表し、波及を図る) ⑫サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、SBT 等の認証取得、排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援	脱炭素社会 推進課
			1132 ⑬ 京都府内における大企業と中小企業が連携してサプライチェーン排出量の削減に取り組む事例を創出し、サプライチェーン排出量の削減に資する取組を支援します。	○	⑬サプライチェーンでの温室効果ガス排出削減に取り組む企業グループに対して、省エネ診断の実施に加え、精緻な排出量の算定を支援(成果を公表し、波及を図る)(再掲) ⑬サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、SBT 等の認証取得、排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援(再掲)	脱炭素社会 推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ②

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
1000 事業活動(産 業・業務)	1200 脱炭素経営 の促進		1201 ① 脱炭素化に向けて率先的に取り組む企業を評価し、SBT・RE100 の取組、SDGs 経営を支援するとともに、 ② 金融機関や投資家等による ESG 投資を促し、企業の環境経営を促進します。	○	①サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、SBT 等の認証取得、排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援(再掲) ②脱炭素なビジネスモデルへの早期転換を促し、ESG 投資の資金を呼び込むことで地域の活性化・脱炭素化を図るため、金融機関・企業・コンサル等からなる「地域脱炭素化に向けた ESG 投資研究会」を8回開催。	脱炭素社会 推進課
			1202 ③ 地域金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムを設置し、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等を通じて、中小企業の脱炭素化を促進します。[令和5年3月追加]	○	③地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローンの仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を策定	脱炭素社会 推進課
			1203 ④ 中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援や ⑤ 小売電気事業者の再エネ電気メニューの情報提供により、再生可能エネルギーの導入・利用を促します。	○	④自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度(改正再エネ条例)に基づき中小企業等への太陽光・蓄電池等の導入支援を実施 ④条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施 ⑤「サプライチェーン脱炭素化支援事業」によりサプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする京都府内企業に対して、情報提供等の支援を実施	脱炭素社会 推進課
			1204 ⑥ シェアリングエコノミー等環境に配慮したビジネス形態を促進するとともに、 ⑦ エシカル消費の理念の普及、環境配慮商品の優先購入を促進します。 ⑧ さらに、環境配慮企業からの物品等優先調達による企業等の環境保全活動を促進します。	△	⑥ー⑦啓発イベント「賢い消費者」を目指そう！」など、消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を展開。令和 6 年度も啓発イベント「消費者力 UP～上手に選んで、自分を守ろう～」など、上記取組を継続 ⑧府自らも「京都府庁グリーン調達方針」による環境配慮企業からの物品等優先調達を継続	循環型社会 推進課 消費生活安 全センター (文) 入札課(総)
	1300 行政の率先 行動の実施		1301 ① 京都府自らが、公共施設等への省エネ設備等を率先して導入するとともに、 ② 府庁舎やイベント等において、環境に配慮した電力を調達します。	△	①2021 年 12 月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン(第2期)」に基づき、LED 化を実施。その他にも、ZEB 化、太陽光導入、EV 導入を推進中 ②「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」を策定し、庁舎等で使用する電力について、環境に配慮した電力の調達を実施 ②本庁舎で非化石電力証書を活用した再エネ 100%を実現(2021 年度)	脱炭素社会 推進課
			1302 ③ 下水道汚泥の固形燃料化等エネルギーの有効利用を検討するとともに、 ④ 府営水道事業や流域下水道事業における、省エネ型設備の導入や効率的な運転管理を更に促進します。	○	③下水道泥の固形燃料化(@洛西浄化センター(2018年度～))や消化ガス発電(@洛南浄化センター(2025 年度更新予定)・木津川上流浄化センター(2021 年度増設))によるエネルギーの有効利用を行う ④高効率ポンプの設置(@宇治浄水場(2021 年度)、@久御山広域ポンプ場(2024 年度)、@宮津湾浄化センター(2021 年度))など、省エネ型設備の導入や運転管理による電力使用量削減を実施	水 道 政 策 課・下 水 道 政策課(建)

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ③

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
2000 自動車交通	2100 EV等の導入促進		2101 ① EV等の蓄電電源を活用し、災害時等における非常用電源としての有用性について広報するとともに、 ② 災害時EV等貸与協定事業者の拡大により、EV活用を推進します。 ③ また、 <u>V2H(Vehicle to Home)システムや太陽光発電とEVを組み合わせた自宅でのエネルギーマネジメントシステムの導入等を推進します。</u>	○	①②電気自動車の普及促進に向け、府内9基の急速充電器を運営するとともに、府や市町村の防災訓練等において、自動車販売会社等との協定に基づき、イベント等で給電車両を派遣し、EV等について広報を実施 ③V2Hに対する導入支援(低利融資制度)を継続実施	脱炭素社会推進課
			2102 ④ EV等の本格普及に向けて、 <u>EV等利用者の利便性の向上や充電渋滞の解消を図り、駐車場における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組を推進します。</u>	○	④改正地球温暖化対策条例により、多数の者が利用する駐車場を設置する事業者に対して、充電設備の整備及びEV等を優先的に駐車するための区画の設置を努力義務として規定するとともに、府内9基の急速充電器を運営	脱炭素社会推進課
			2103 ⑤ <u>自動運転の実証フィールドの提供等によるEV等の自動運転等の実用化の促進や、</u> ⑥ <u>MaaSにおけるEV等の活用事例を創出し、EV等の普及を拡大します。</u>	△	⑤城陽市東部丘陵地「青谷先行整備地区」の一部に、自動運転による後続車無人「隊列走行」を見据えた基幹物流施設整備を計画 ⑥ー	地域政策室
			2104 ⑦ EV等を活用したコネクテッドカー関連ビジネスの創出や ⑧ <u>物流車両、農業車両など多様な電動車両の開発・普及を推進します。</u>	△	⑦ー ⑧「京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議」を開催し、燃料電池車両の普及に向け、府内にメーカーが立地するフォークリフトを対象に燃料電池車両の実証事業を実施	脱炭素社会推進課
			2105 ⑨ <u>エコツーリズムやイベント等におけるEV活用等により、EV等普及のための情報を発信します。</u>	○	⑨電気自動車の普及促進に向け、府内9基の急速充電器を運営するとともに、避難所運営訓練において、府や市町村の防災訓練等において、自動車販売会社等との協定に基づき、イベント等で給電車両を派遣し、EV等について広報を実施(再掲)	脱炭素社会推進課
			2106 ⑩ <u>京都府公用車へのEV等の導入を促進します。</u>	○	⑩「京都府庁グリーン調達方針」に基づき、電動車等を率先して調達 ⑩「省エネ・創エネ実行プラン(第2期)」に基づき、公用車管理の最適化等を通じて管理コストを削減しながらEV導入に繋げる計画を実行中	脱炭素社会推進課
			2107 ⑪ <u>デジタル技術を活用した社用車運用の脱炭素化(台数最適化含む)手法の京都府による率先実践や普及推進など、デジタルトランスフォーメーションによる脱炭素化を推進します。[令和5年3月追加]</u>	○	⑪令和4年度に本庁舎をモデルケースに、台数最適化調査及び2030年度までのEV更新計画を作成	脱炭素社会推進課
	2200 交通・物流の脱炭素化の推進		2201 ① <u>自動車購入予定者に対して、販売員が自動車の環境性能情報を適切に説明し、温室効果ガスの排出の少ない自動車の選択を誘導する仕組み(エコカーマイスター制度)を活用して、引き続きエコカーの導入を促進します。</u>	○	①地球温暖化対策条例に基づき、継続的にエコカーマイスター制度による自動車販売店への講習会を開催	脱炭素社会推進課
			2202 ② <u>一定台数の車両を有する事業者に対して、社内のエコドライブを推進するエコドライブマイスターを選任する仕組み(エコドライブマイスター制度)を活用し、エコドライブの普及を推進します。</u>	○	②地球温暖化対策条例に基づき、継続的にエコドライブマイスター制度による事業者への講習会を開催 ②一般社団法人京都府トラック協会(条例に基づき府が指定)とも連携し、広くドライバーに対する講習会を開催	脱炭素社会推進課
			2203 ③ <u>物流や交通における交通手段の転換(モーダルシフト)や共同輸配送等の移動手段の共有(ムーブシェア)の取組を推進します。</u>	△	③府北部地域の持続可能な物流ネットワークの形成に向けて、令和7年度に、物流事業者や府北部地域の荷主企業と連携し、出荷工程の集約化や共同輸配送など物流の効率化に資する事業の実証に向けたFS調査に着手	地域政策室、 脱炭素社会推進課
			2204 ④ <u>健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通の利用促進等、移動に伴う温室効果ガス削減の取組を推進します。</u>	△	④地球温暖化対策条例に基づき、は自転車の利用等により、自動車等の使用の抑制を努力義務として規定 ④市街地部やサイクルルートにおける自転車の安全な走行環境確保のための路面表示及び舗装修繕を実施するとともに、地域の取組としてeバイクツーリズムを推進(～2022年度)	道路管理課(建)、丹後広域振興局
			2205 ⑤ <u>オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進し、再配達に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。</u>	△	⑤改正地球温暖化対策条例により、再配達の削減に係る努力義務規定を創設	脱炭素社会推進課
			2206 ⑥ <u>地産地消を促進することにより、運輸に係る温室効果ガスの排出削減に向けた取組(京都府産木材認証(京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書)等)を推進します。</u>	○	⑥より幅広く京都府産木材の利用を進めるため、新たに木材の産地(京都府産)を証明する「京都府産木材証明(京都の木証明)」を創設 ⑥「木材需要の喚起・消費拡大」等をテーマに木育イベントや森林整備を実施	林業振興課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ④

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
3000 建築物(住宅 以外の建築物、 緑化を含む。)	3100 建築物の環境 性能の向上		3101 ① 特定建築物(床面積 2,000 m ² 以上)に対しては、引き続き、対策条例に基づく排出量削減計画書制度及び再エネ条例に基づく再生可能エネルギー導入計画書制度により、建築物からの温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの導入に向けた取組を促進します。	○	①改正再エネ条例による、2022 年4月からの導入義務の強化に伴い、複数回のオンライン説明会の開催や動画作成等を行い、広く制度周知を実施 ①更に、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課 建築指導課 (建)
			3102 建築物は再生可能エネルギー導入ポテンシャルがとりわけ高く、また温室効果ガスの排出量に長期にわたり影響を及ぼすことから、新設・増設の時機を捉えて、設計段階から再エネ導入を促進することが有用であるため、 ② 特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入等に係る規定を強化(導入基準の引上げ、床面積比例制への移行等)するとともに、 ③ 導入場所を拡充し、設置に関する要件を緩和します。	○	②改正再エネ条例により、2022 年4月から導入義務量を強化するとともに、導入対象を 300m ² 以上まで拡大 ③同時に、同一敷地内への設置を認めるよう要件を緩和 ②③更に、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課 建築指導課 (建)
			3103 ④ 床面積が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満の建築物(準特定建築物)に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化し、京都府内における再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。	○	④改正再エネ条例により、2022 年4月から導入義務量を強化するとともに、導入対象を 300m ² 以上まで拡大。(一部再掲) ④更に、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課 建築指導課 (建)
			3104 ⑤ 建築主に設計段階から再生可能エネルギーの導入について幅広い選択肢を提供できるよう、 <u>設計者に対する再生可能エネルギー導入に係る情報提供の義務を創設</u> します。 ⑥ また、 <u>建築物省エネ法に基づく設計者から建築主に対する省エネ対策に関する情報提供等の取組と一体的に推進</u> することで、建築物の脱炭素化を推進します。	○	⑤改正再エネ条例において、2021 年4月より建築士から建築主への説明義務を規定 ⑥京都市と連携して説明の手引きを作成し、オンラインセミナー等を通じて詳細な説明方法等について周知を実施	脱炭素社会 推進課 建築指導課 (建)
			3105 ⑦ 森林吸収源対策及び輸送時の温室効果ガス排出抑制方策として、 <u>特定建築物の新設・増設においては府内産木材の使用を引き続き求めるとともに、</u> ⑧ 府内産木材の使用場所の制限を緩和し、一層の利用を促進します。	○	⑦温暖化対策条例に基づき、建築物への府内産木材の利用を着実に実施 ⑧改正温暖化対策条例により、使用場所の制限を「敷地内」まで緩和することで、広く府民等の目に触れる場所への設置も可能とした	脱炭素社会 推進課
			3106 ⑨ 建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実等により、 <u>健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及を促進</u> します。	○	⑨住まいにおける高断熱・高気密化等を推進するため、住まいの「断・密力強化」に向けたセミナー、動画配信、冊子による普及啓発を実施 ⑨省エネ住宅を実際に体験できる「断熱・気密・省エネ住宅体験会」を実施 ⑨断熱・気密性能の高い省エネ住宅(ZEH)を新築又は購入する府民に対する補助を実施	脱炭素社会 推進課 建築指導課 (建)
			3107 ⑩ ヒートアイランド現象の緩和や建築物の空調負荷の低減に資する <u>屋上緑化や敷地内の緑化を推進</u> します。	○	⑩温暖化対策条例に基づき、特定緑化地域における一定規模以上の建築物等への緑化義務を継続	脱炭素社会 推進課 自然環境保 全課
			3108 ⑪ <u>太陽光等再エネ設備の多様な導入形態(初期投資ゼロモデル等)の普及を促進</u> します。	○	⑪太陽光発電のさらなる導入促進を図るため、初期費用ゼロで太陽光発電設備が導入できる「0円ソーラー」の普及に向けたプラットフォームと補助制度を継続実施	脱炭素社会 推進課
			3109 ⑫ 温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながる <u>ZEB、ZEH の普及を促進</u> します。	○	⑫住まいにおける高断熱・高気密化等を推進するため、住まいの「断・密力強化」に向けたセミナー、動画配信、冊子による普及啓発を実施(再掲) ⑫省エネ住宅を実際に体験できる「断熱・気密・省エネ住宅体験会」を実施(再掲) ⑫断熱・気密性能の高い省エネ住宅(ZEH)を新築又は購入する府民に対する補助を実施(再掲) ⑫中小企業や市町村が活用できる ZEB アドバイザー事業を実施	脱炭素社会 推進課
			3110 ⑬ エネルギー価格高騰等の経営環境の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる <u>建築物の脱炭素化について、専門家派遣を含めた総合的な支援を実施</u> します。[令和5年3月追加]	○	⑬中小企業や市町村が活用できる ZEB アドバイザー事業を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑤

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
4000 家庭(電気機 器、住宅を含 む。)	4100 脱炭素なラ イフスタイル への転換	4110 温室効果ガ スの排出の 少ないライフ スタイルへ の転換	4111 家庭においてエネルギー消費量の多い照明や家電製品からの温室効果ガスを削減するため、 ① <u>省エネ効果の高い家電への買替えを推進</u> します。 ② <u>また、購買者への省エネ性能説明等、販売者側とも連携した取組を実施</u> していきます。	○	①家電量販店等と連携して省エネ効果の高い機器への買替え等に対する支援を実施 ②地球温暖化対策条例に基づき、継続的に省エネマイスター制度による家電販売事業者への講習会を開催	脱炭素社会 推進課
			4112 ③ <u>健康増進や混雑緩和等にも貢献する自転車の活用や公共交通の利用促進</u> 等、移動に伴う温室効果ガス削減の取組を推進します。(再掲)	○	③市街地部やサイクルルートにおける自転車の安全な走行環境確保のための路面表示及び舗装修繕を実施するとともに、地域の取組としてeバイクツーリズムを推進(鬼の京都×京都1周サイクルチャレンジ2024(R6.10～R7.1)を実施)	道路管理課 (建)
			4113 ④ <u>オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取等、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進</u> し、再配達に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。(再掲)	△	④改正地球温暖化対策条例により、再配達の削減に係る努力義務規定を創設(再掲)	脱炭素社会 推進課
		4120 普及啓発	4121 一人ひとりが家庭における環境にやさしいライフスタイルを自主的に取り組み、持続できるよう、 ⑤ <u>京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動を強化</u> するとともに、 ⑥ <u>暮らしの質の向上につながるという視点からの啓発も進めます。</u>	○	⑤⑥京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ家電購入につながる「エアコン」「冷蔵庫」の省エネに効果的な使い方やメリットを伝えるパンフレットを作成し、府民、関連団体、家電店、行政等で活用。 ⑤⑥省エネ家電購入支援の認知度確認や向上につながる項目が入ったアンケートを実施し、家庭での高効率機器への買替えを促進	脱炭素社会 推進課
		4130 エネルギー 効率の高い 低炭素住宅 の普及啓発 (住宅の環境 性能の向上)	4131 家庭における再生可能エネルギー設備や蓄電池(電気自動車等の蓄電機能の活用を含む)等を備えたスマートハウスを普及させるために、 ⑦ <u>府民が身近で気軽に相談できる体制を構築</u> するとともに、 ⑧ <u>市町村と連携した普及・啓発を実施</u> します。	○	⑦再エネコンシェルジュ認定制度により、各地域に府民の相談員を配置し、再エネ導入等を促進 ⑧市町村に対しては、京都府地球温暖化防止活動推進センターを通じて啓発資料の提供や啓発イベントへの講師派遣を実施 ⑧家庭向けの太陽光発電設備・蓄電池の同時導入に対する補助事業を市町村と協調で実施	脱炭素社会 推進課
			4132 ⑨ <u>新築やリフォームの際、省エネ性能の高い住宅を選択するとともに、省エネ・再エネ設備等を積極的に導入するよう、啓発に努めます。</u>	○	⑨京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、断熱メリットの啓発や具体的なリフォーム情報を発信 ⑨省エネ住宅を実際に体験できる「断熱・気密・省エネ住宅体験会」を実施(再掲) ⑨断熱・気密性能の高い省エネ住宅(ZEH)を新築又は購入する府民に対する補助を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課
			4133 ⑩ <u>エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅の普及を促進するために、スマート・エコハウス融資を実施</u> します。	○	⑩太陽光発電や高効率給湯機等の導入に対する支援制度(低利融資制度)を継続して実施	脱炭素社会 推進課
			4134 ⑪ <u>温室効果ガスの削減だけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながる ZEB、ZEH の普及を促進</u> します。(再掲)	○	⑪住まいにおける高断熱・高気密化等を推進するため、住まいの「断・密力強化」に向けたセミナー、動画配信、冊子による普及啓発を実施(再掲) ⑪断熱・気密性能の高い省エネ住宅(ZEH)を新築又は購入する府民に対する補助を実施(再掲) ⑪中小企業や市町村が活用できる ZEB アドバイザー事業を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課
			4135 ⑫ <u>各家庭等が再エネ電気を調達しやすい仕組み(再エネ電力共同購入等)を提供</u> します。	○	⑫府民の再エネ電力への切替えを支援するため、再エネ電力グループ購入事業(EE電)を実施(2020～2021 年度) ⑫住宅用太陽光発電設備等の購入希望者を取りまとめ、スケールメリットを活かして太陽光発電設備や蓄電池を安価で設置できる機会を提供する「太陽光発電設備等共同購入事業(みんなのおうちに太陽光)」を実施	脱炭素社会 推進課
			4136 ⑬ <u>住宅を含む建築物への再生可能エネルギー設備の導入を促進するために、床面積が 300 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建築物(準特定建築物)に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化</u> し、京都府内における再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。(再掲)	○	⑬改正再エネ条例により、2022 年4月から導入義務量を強化するとともに、導入対象を 300m2 以上まで拡大。(再掲) ⑬更に、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施(再掲)	脱炭素社会 推進課 建築指導課 (建)

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑥

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
4000 家庭(電気機器、住宅を含む。)	4100 脱炭素なライフスタイルへの転換	4130 エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発(住宅の環境性能の向上)	4137 ⑭ 建築主に設計段階から再生可能エネルギーの導入について幅広い選択肢を提供できるよう、 <u>設計者に対する再エネ導入に係る情報提供の義務を創設</u> します。 ⑮ また、 <u>建築物省エネ法に基づく設計者から建築主に対する省エネ対策に関する情報提供等の取組と一体的に推進</u> することで、建築物の脱炭素化を推進します。(再掲)	○	⑭⑮改正再エネ条例において、2021 年4月より建築士から建築主への説明義務を規定。京都市と連携して説明の手引きを作成し、オンラインセミナー等を通じて詳細な説明方法等について周知を実施(再掲)	脱炭素社会推進課 建築指導課(建)
			4138 ⑯ <u>建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実等</u> により、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及を促進します。(再掲)	○	⑯住まいにおける高断熱・高気密化等を推進するため、住まいの「断・密力強化」に向けたセミナー、動画配信、冊子による普及啓発を実施(再掲) ⑯断熱・気密性能の高い省エネ住宅(ZEH)を新築又は購入する府民に対する補助を実施(再掲)	脱炭素社会推進課、建築指導課(建)
			4139 ⑰ <u>リフォーム会社・工務店等と連携し、住宅の定期点検や水まわりリフォーム等を機に比較的取り組みやすい省エネ改修(窓断熱など)の推進を図ります。[令和5年3月追加]</u>	○	⑰断熱改修工事を対象とした支援(低利融資制度)を実施 ⑰「京都府住宅改良資金融資制度(21世紀住宅リフォーム資金融資)」により住宅の耐震化、バリアフリー化や断熱構造化等の改修工事について金融機関と連携して低利融資を実施	脱炭素社会推進課、住宅政策課(建)

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑦

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
5000 再生可能エネルギー(エネルギー転換)	5100 再生可能エネルギーの最大限の導入促進		5101 ① <u>再エネ導入を通じて地域の魅力と質を向上させ、もって地方創生に資する脱炭素先行地域を府内に創出し、府内への水平展開を進めます。[令和5年3月追加]</u>	○	①「地域共生型再エネ導入促進事業」により地方創生に資する再エネ事業に係る市町村勉強会を実施し、脱炭素先行地域の創出を支援	脱炭素社会推進課
			5102 太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、 ② <u>新築時に省エネ施策と併せた導入を促すとともに、</u> ③ <u>既築建築物においても、初期投資ゼロモデル等の多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施します。</u>	○	②③「家庭向け自立型再エネ設備設置助成事業」や「事業者向け自立型再エネ・EMS 設置事業」等の補助事業や、「スマート・エコハウス促進事業」や「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の低利融資制度などにより家庭や事業所における太陽光発電設備の導入を支援 ②③改正再エネ条例により、特定建築物への導入義務量を強化するとともに、導入対象を 300m2 以上まで拡大 ②③初期費用ゼロで太陽光発電設備が導入できる「0円ソーラー」に対する補助制度や、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を継続実施	脱炭素社会推進課
			5103 ④ <u>事業用太陽光発電設備(野立て)について、耕作放棄地の活用等、地域振興(農業振興等)にも貢献する事業を推進します。</u>	○	④「地域共生型再エネ導入促進事業」により営農型太陽光発電など農地等を活用した再エネの普及促進に向け、市町村に対する勉強会や事業計画の策定等を支援するアドバイザーの派遣を実施するとともに、営農型太陽光発電設備の導入に対する補助を実施	脱炭素社会推進課
			5104 ⑤ <u>周辺環境に配慮した風力発電や、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入を促進します。</u>	○	⑤地域住民と協働して再エネ導入に向けた総合調整を行う団体に対し、府民税の税制優遇を実施 ⑤地域と共生する風力発電やバイオマス発電の拠点を整備する事業に対して補助を実施	脱炭素社会推進課
			5105 ⑥ <u>未利用地の活用に向け、駐車場等への太陽光発電の導入を支援するとともに、</u> ⑦ <u>導入ポテンシャルの高い住宅への太陽光発電設備の設置や ZEH の建築に取り組む地域の工務店等を支援します。[令和5年3月追加]</u>	○	⑥ソーラーカーポートや農地、ため池の導入に対する助成を実施 ⑦再エネコンシェルジュ向けに家庭での ZEH に関するセミナーを開催 ⑦家庭向けの太陽光発電設備・蓄電池の同時導入に対する補助事業を市町村と協調で実施するとともに、ZEH 住宅の建築と購入を支援する事業において、再エネコンシェルジュが関わった住宅への補助の増額を実施	脱炭素社会推進課
	5200 再生可能エネルギーの需要創出		5201 ① <u>再エネ 100 宣言(RE100、RE Action)団体と連携した啓発活動や再エネを率先利用する企業の評価制度の創設等により、企業・府民の再エネ調達を促すための意識の醸成を図ります。</u>	○	①排出量削減計画書制度の目標削減率の強化及び再エネ導入・利用を評価する仕組み(実排出係数の採用等)について、2023 年度に指針改正を行い、第5計画期間(2023～2025 年度)から施行(再掲) ①「非化石証書共同購入事業」や「京都版 CO2 排出量取引制度」により企業における脱炭素経営に向けた取組を支援 ①府有施設への再エネ導入とともに「京都府電力の調達に係る環境配慮方針」に従った電力調達を実施	脱炭素社会推進課
			5202 ② <u>府民・府内企業向けの再エネ(100%)メニュー等の選択肢の情報提供等、再生可能エネルギーの調達を望む府民・府内企業が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、</u> ③ <u>京都府も率先的に再エネ利用を実践することとします。</u>	○	②再エネ条例に基づき、小売電気事業者の再エネ(100%)メニューの有無等を明示・公表 ③京都府本庁舎において FIT 非化石証書の調達により、再エネ 100%を実現(2021 年度分)するとともに、「京都府電力の調達に係る環境配慮方針」に従った電力調達を実施	脱炭素社会推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑧

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
5000 再生可能エネルギー(エネルギー転換)	5300 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進		5301 ① <u>地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を促します。</u>	○	①地球温暖化対策推進法に基づく市町村の促進区域設定を支援するとともに、一定の事業については京都府環境影響評価条例に基づき環境調和の取組の推進や住民意見の提出機会等を設け地域との調和を図る	脱炭素社会推進課
			5302 ② <u>再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促します。</u>	○	②「事業者向け自立型再エネ・EMS 設置事業」において、認定要件に災害時の地域活用要件を追加 ②「京都府太陽光発電等導入促進事業補助金」において、災害時に地域に電力を提供する場合に補助上限引き上げを実施	脱炭素社会推進課
			5303 ③ <u>既存の再エネ設備を長期安定的に活用する取組を支援し、</u> ④ <u>「ものを大切にする文化」が根付く京都府から再エネを長く大切にする行動様式を「新たな文化」として全国に発信します。</u>	○	③「京都府3R 技術開発等支援補助事業」により太陽光/パネル等の3R その他適正な処理の促進に係る技術開発等に対する支援を実施 ④産学公からなる「京都PV/パネル循環プラットフォーム」において、太陽光/パネルの長寿命化や使用済みの太陽光パネル循環システムの構築に向けた検討を実施	脱炭素社会推進課 循環型社会推進課
			5304 ⑤ <u>地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、太陽光発電設備及び風力発電設備を対象に、地球温暖化対策推進法第 21 条第6項の規定による都道府県が定める基準を別冊「促進区域の設定に関する環境配慮基準」のとおり定めるとともに、</u> ⑥ <u>区域設定に係る市町村への支援を行い、促進区域の設定及び事業化を促進します。[令和5年3月追加]</u>	○	⑤一定の事業については京都府環境影響評価条例に基づき環境調和の取組の推進や住民意見の提出機会等を設け地域との調和を図る。(一部再掲) ⑥地球温暖化対策推進法に基づく市町村の促進区域設定を支援	脱炭素社会推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑨

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
6000 代替フロン	6100 フロン対策 の推進		6101 ① <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類(代替フロン(HFCs)及び特定フロン(CFCs、HCFCs)の総称)の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。</u>	○	①業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者に対して保健所等が随時立入検査を実施し、機器使用時の適正管理及び機器廃棄時の適正な回収・処理について指導を実施 ①建物解体工事の現場に対して、建設交通部、労働基準監督署と関係法令に係る合同パトロールを行う中で、フロン類の管理の適正化の観点から廃棄される機器からフロン類が適正に回収されているか確認するとともに、必要に応じて元請業者等に対して適正処分の指導を実施	環境管理課
			6102 ② <u>代替フロンをはじめフロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施や、</u> ③ <u>フロン類を使用しないノンフロン機器や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器(以下「低 GWP 機器」という。)の導入を促進します。</u>	○	②フロン適正管理専門家派遣事業を通じて、管理者に対してフロン類使用機器の管理方法及び低 GWP 機器の導入について指導・助言を実施 ③業務用冷凍空調機器等の管理者に対して、フロン類の適正管理についての研修会を実施	環境管理課
			6103 ④ <u>業務用冷凍空調機器に加えて、家庭用エアコン、自動車用エアコン等の所有者に対しても、代替フロンの適正な取扱いに関する取組を求めるとともに、</u> ⑤ <u>対策条例で規定する特定事業者に対して、代替フロン使用機器の管理状況等について報告を求める制度を創設し、事業規模の大きな事業所における一層のフロン類の排出抑制に向けた取組を推進します。</u>	△	④ー ⑤地球温暖化対策条例に基づく特定事業者の代替フロン使用状況等の報告・公表制度を導入	環境管理課
			6104 ⑥ <u>地方公共団体による率先購入・利用として、機器の調達に当たっては、京都府庁グリーン調達方針に基づき、ノンフロン製品又は地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品を選択します。</u>	○	⑥「京都府庁グリーン調達方針」に基づき、ノンフロン製品をはじめ環境配慮企業からの物品等優先調達により、温室効果ガス排出の少ないサービス商品の普及を促進	入札課(総) 環境管理課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑩

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
7000 廃棄物、環境物品等	7100 産業廃棄物の2Rの牽引 (資源循環の促進)		7101 ① <u>産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対する財政支援、技術支援、人材育成等を通じ、AI・IoT を活用した技術の開発、実用化、普及を促進</u> し、産業廃棄物の効率的な2Rを推進します。	○	①産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた技術開発、施設整備、開発された製品の販路開拓の一連の事業を総合的に支援する「京都府3R技術開発等支援補助事業」を実施①産業廃棄物の最終処分量の半分を占める建設系廃棄物の3Rを効果的に推進するため、AI技術を活用した選別ロボの導入を支援する「建設廃棄物技術開発等支援補助事業」を実施	循環型社会推進課
			7102 ② <u>産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市の連携により設立した、産業廃棄物の3Rの推進に向けたワンストップサービスの拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」において、最新の産業廃棄物処理情報の集約化機能を強化するとともに、</u> ③ <u>これまで育んできた関係者間の連携を基盤に、産業廃棄物対策のプラットフォームを構築</u> するなどの新しい施策の展開を図ります。	○	②「京都府産業廃棄物3R支援センター」において、排出事業者へのゼロエミッションアドバイザーの派遣、府内処理業者のリサイクル情報等の集約・発信、排出事業者向けの3R情報冊子等の作成・配布等の取組を実施 ③将来的に大量廃棄が見込まれる太陽光パネルについて、関係団体・企業等と京都PVパネル循環プラットフォームを構築し、リユース・リサイクルの推進方策を検討 ③京都工業会、京都市及び京都府産業廃棄物3R支援センターと動静脈連携等に向けた意見交換を実施	循環型社会推進課
			7103 ④ <u>シェアリングエコノミー等2R優先の循環型社会に資するビジネスの育成</u> を支援します。	○	④将来的に大量廃棄が見込まれる太陽光パネルについて、関係団体・企業等と京都PVパネル循環プラットフォームを構築し、リユース・リサイクルの推進方策を検討(再掲)	循環型社会推進課
			7104 ⑤ <u>環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の2Rの取組がより進むサーキュラー・エコノミーが構築され、廃棄物が限りなく削減される循環型社会を目指します。[令和5年3月追加]</u>	○	⑤京都工業会、京都市及び京都府産業廃棄物3R支援センターと動静脈連携等に向けた意見交換を実施(再掲) ⑤使い捨てプラスチック削減等に係る理解促進のため「京都府プラスチック対策セミナー」を開催し、国内外の動向や企業・団体の取組事例を紹介	循環型社会推進課
	7200 プラスチックごみの削減		7201 ① <u>市町村と連携してレジ袋やペットボトル等の使い捨てプラスチックの削減を推進</u> します。	○	①プラスチックごみの3Rを推進するため、府内市町村等と連携し、使い捨てプラスチックの削減支援等の取組を推進。	循環型社会推進課
			7202 ② <u>代替プラスチック製品の開発・販売促進、リサイクル技術やリサイクルが容易な製品の開発等に取り組む事業者を支援</u> するとともに、 ③ <u>大規模排出事業所に対する廃プラスチック類の削減に向けた取組を推進</u> するなどして、プラスチックの2Rを進めます。	○	②バイオプラスチック製品やプラスチック再生利用の技術開発に対して補助を実施 ③令和3年度から、京都府地球温暖化対策指針に基づく「廃プラスチック類排出状況等報告制度」を導入(令和6年度提出数:156)	循環型社会推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑪

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
7000 廃棄物、環境物品等	7300 消費者の賢い選択への意識啓発		7301 ① <u>市町村や関連団体と連携し、「もったいない」の精神やエシカル消費の理念の普及を図り、環境価値の高い商品の優先購入等の取組を進めます。</u>	○	①府内自治体との食品ロスをテーマにしたセミナー共催や、関係団体と連携しての啓発活動等を実施 ①啓発イベント「賢い消費者」を目指そう！」など、消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を展開。令和6年度も啓発イベント「消費者力UP～上手に選んで、自分を守ろう～」など、上記取組を継続	循環型社会推進課 消費生活安全センター(文)
			7302 ② <u>環境への負荷の少ない物品やサービス(環境配慮商品)の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、</u> ③ <u>環境配慮企業からの物品等優先調達により、企業等の環境保全活動を促進します。</u>	○	②③府として「京都府庁グリーン調達方針」による環境配慮企業からの物品等優先調達を継続	入札課(総)
			7303 ④ <u>食品ロスは、生産、製造、販売、消費等の各段階で発生するため、関係者全体が取り組むべき課題として、関係者が相互に連携することが必要であり、食品ロス削減を促進するために、消費者の意識改革に向けた啓発や食品ロス削減に取り組む事業者に対する支援を推進します。</u>	○	④食品ロス削減月間である10月に、ポスターやSNS等の広報媒体を利用し、集中的に府民への啓発を実施 ④飲食業及び食品小売業における食品ロス削減に係る取組を調査し事例集を作成の上、HPにて公表。事業者向けのセミナーを開催 ④京都府食べ残しゼロ推進店舗制度を継続して実施 ④大規模排出事業者に対し、食品ロス削減に係る提案を実施するため専門家派遣事業を実施(令和6年度) ④消費者への食品ロス削減の普及啓発を担う「食品ロス削減推進サポーター」向けのセミナーを開催(令和6年度)	循環型社会推進課
			7304 ⑤ <u>食品ロス削減に資する新たな取組を行う民間企業や食品関連事業者と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を、地域内で有効活用し、消費するモデル地域を構築し、府内に展開します。[令和5年3月追加]</u>	○	⑤食品小売店等で生じた未利用食品の有効活用を促進するため、フードシェアリングサービスの活用拡大に向け「フードシェアリング事業者登録制度」を創設し、事業者との連携を強化 ⑤障害福祉事業所と連携した災害備蓄食品の有効活用に係るアップサイクル事業の実施	循環型社会推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑫

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
8000 森林吸収源	8100 森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進		8101 ① 計画的な間伐の実施により健全な森林整備と育成を推進します。 ② また、保安林や自然公園内の森林について、伐採等の法規制の徹底を図るとともに、 ③ <u>当該森林の公益的機能が良好に発揮されるよう適切な維持管理を推進</u> します。	○	①林業事業体に対して森林経営計画の作成を促し、森林整備事業を活用した計画的な間伐の実施 ②里山林の整備(間伐、倒木の処理、障害となる伐倒木の搬出、下刈り、補植など)及び路網の整備や防鹿柵設置などの取組を支援(ふるさとの里山林保全活動推進事業) ③保安林や自然公園内の特別地域における伐採について、法規制に基づき許可事務を着実に実施	自然環境保全課、林業振興課・森の保全推進課(農)
			8102 ④ <u>カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI 画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促します。[令和5年3月追加]</u>	○	④航空測量によって得られた点群データを、AI 等を用いた機械的な判読を行うことで詳細な地形や森林正確な樹種等の情報を把握し、森林資源情報の精度向上を実施(森林資源解析業務)	林業振興課
			8103 ⑤ 次世代に豊かな森林を引き継ぐため、 <u>地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組(モデルフォレスト運動等)を推進</u> します。	○	⑤京都モデルフォレスト運動を発展させるため、放置され荒廃した里山の基盤整備と府民による森林整備活動に対する支援を実施(森林所有者や地域住民等が行う里山林保全活動に対し、市町村と連携して活動経費を支援)	森の保全推進課(農)
			8104 ⑥ <u>カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法を継続的に実施</u> します。	○	⑥京都モデルフォレスト協会において、企業等による森林整備の実績に応じて、京都府が指定した認証機関が CO2 吸収量を認証森林吸収量計算書を発行する京都府独自の制度を継続実施 ⑥府有林を対象とした J-クレジットの創出に向けた取組を実施中	林業振興課・森の保全推進課(農)
			8105 府内産木材の利用促進のために、 ⑦ <u>炭素固定に寄与する木材製品の普及・開発を支援</u> するとともに、 ⑧ <u>京都府施設における府内産木材の率先利用を促進</u> します。 ⑨ また、「 <u>京都府産木材認証制度</u> 」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進するとともに、 ⑩ <u>大規模な建築物(特定建築物)の新增築等</u> に際しては、一定量の府内産木材の使用を促進します。	○	⑧京都府府内産木材に利用等に関する条例(2022 年 4 月施行)に基づき基本方針を改正(2023 年 4 月施行)し、3階以下、延べ面積 3,000 m ² 以下の京都府施設について原則木造化とした。 ⑧「住宅脱炭素化促進事業(ZEH 補助金)」において、府内産木材を利用した場合は補助金額の上乗せを実施 ⑦⑨より幅広く京都府産木材の利用を進めるため、新たに木材の産地(京都府産)を証明する「京都府産木材証明(京都の木証明)」を創設(2019 年度～)するとともに、府内産木材の建築物への利用や木製品の導入等を支援。 ⑩温暖化対策条例に基づき、建築物への府内産木材の利用は着実に実施(改正温暖化対策条例により、使用場所の制限を「敷地内」まで緩和することで、広く府民等の目に触れる場所への設置も可能とした)(再掲)	脱炭素社会推進課、林業振興課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑬

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
9000 横断的取組	9100 新たな環境産業の育成・支援		9101 ① 効果的・効率的な省エネサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓等により、 <u>温室効果ガス排出の少ないサービス商品の普及に努めるとともに、地域産業を育成します。</u>	○	①IoT 技術等を活用し、「情報の共有化」、「機械設備の共有化」など、企業間のシェアリングによるビジネスモデルの変革を支援 ①府自らも「京都府庁グリーン調達方針」による環境配慮企業からの物品等優先調達により、温室効果ガス排出の少ないサービス商品の普及を促進	入札課(総) 脱炭素社会推進課 産業振興課(商)
			9102 ② <u>最先端技術やエネルギーマネジメントの活用等による温室効果ガス排出量の削減を推進します。</u>	○	②脱炭素化や ICT 分野における新たなサービスや技術の開発等のイノベーションの構築に向けた取組に対する補助事業を継続実施	産業振興課(商)
			9103 ③ <u>産学公連携による、気候変動に適應するための製品やサービスを展開する新たなビジネスを育成します。</u>	○	③補助金事業(産学公の森)で一部支援	産業振興課(商)
			9104 ④ <u>脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進することで、脱炭素をテーマに世界に伍するスタートアップ集積拠点の形成を推進します。[令和5年3月追加]</u>	○	④スタートアップ企業向けのインキュベーション施設及び先導拠点の整備のための調査検討を実施 ④国内外の脱炭素スタートアップ企業と大企業等との交流や、産学公の関係者が一堂に会して京都のまちづくり・地域産業への技術導入に向けた提案・検討等を行う場として「ZET-summit」を開催するなど、脱炭素技術の共創プロジェクト創出を推進	産業振興課(商)
	9200 脱炭素に資する社会インフラの構築		9201 ① <u>再エネ設備、EV、燃料電池等の分散型エネルギーを有効活用する次世代技術(蓄電技術、バーチャルパワープラント等)のインフラを整備します。</u>	○	①「水素エネルギー施策推進事業」において、長期貯蔵性を有する水素を活用した再エネ設備の非常用電力供給の実証事業を実施	脱炭素社会推進課
			9202 ② <u>中小・ベンチャー企業等の太陽光発電設備の長期安定電源化に資する技術開発等を支援します。</u>	○	②補助金事業(共創型、エコノミック・ガーデニング、産学公の森)で一部支援	産業振興課(商)
			9203 ③ <u>地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大やインフラ整備を促進します。</u>	○	③「京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議」(2019 年度～)を開催し、燃料電池車両の普及に向け、府内にメーカーが立地するフォークリフトを対象に燃料電池車両の実証事業を実施(再掲) ③小型水素ステーション等の設置・導入を支援実施	脱炭素社会推進課
			9204 ④ <u>EV等の普及を支える充電・水素充填インフラネットワークを拡大するとともに、</u> ⑤ <u>再生可能エネルギー由来の電気・水素を供給する充電設備・水素ステーション整備に向けた取組を推進します。</u>	○	④電気自動車の普及促進に向け、府内9基の急速充電器を運営(再掲) ⑤小型水素ステーション等の設置・導入を支援実施(再掲)	脱炭素社会推進課

京都府地球温暖化対策推進計画 IV3(3)目標達成に向けた取組(緩和策)の実施状況 ⑭

大分類	中分類	小分類	取組事項	実施状況 ○:実施 △:一部実施 ×:未実施	取組の内容など	担当課
	9300 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進	9310 次代を担う子どもたちへの環境教育	9311 ① <u>体験意欲・知的好奇心を満足させる学びや、地域への愛着を育む体験型の学習プログラムを提供するとともに、</u> ② <u>学校において、家庭、地域社会、関係機関との連携を図り、組織的・計画的な環境教育を充実させ、家庭や地域ぐるみの取組により学びと啓発を推進します。</u>	○	①NPO 法人等多様な主体と連携し、丹後海と星の見える丘公園を拠点とした環境学習等を推進 ②中学校の総合的な学習の時間等で活用するための環境教育用コンテンツを作成 ②高校生を対象にした気候変動学習プログラムを実施し、環境問題を自分ごととして捉え行動する力を育成	自然環境保全課 脱炭素社会推進課
			9312 ③ <u>脱炭素な未来を想像し、自身のとるべき行動について考え、また、その内容を家族や身近な人と話し合うこと等を促す啓発冊子等を提供し、環境問題を自分ごととして捉え行動する力の養成に努めます。</u>	○	③「夏休み CO2 ゼロチャレンジ！」事業等により、小学生向けに、脱炭素社会について考え、チャレンジする取組を実施	脱炭素社会推進課
		9320 地域社会における学びと啓発	9321 ④ <u>人材育成を視野に、体験やコミュニケーションを通じた学びの場を提供するとともに、</u> ⑤ <u>出前授業や環境講座など大学や企業等と連携した環境学習を推進します。</u>	○	④生物多様性とその保全活動について体験・学習する研修や観察会等を推進 ⑤民間企業の協力により、環境について学び工作体験等を行う事業を開催	自然環境保全課 脱炭素社会推進課
			9322 ⑥ <u>企業における従業員や顧客・取引先等に対する地球温暖化対策の展開など、企業や地域の団体、NPO 等、各主体による、それぞれの関係者に向けた地球温暖化防止活動等の働きかけを促進します。</u>	○	⑥中小企業も含めて府内企業の脱炭素なビジネスモデルへの早期転換を促すため、サプライチェーンにおける排出削減の支援(実証事業)等を実施(サプライチェーンCO2 排出削減チャレンジ支援事業:令和3年度) (サプライチェーン脱炭素化支援事業:令和4年度～)	脱炭素社会推進課
		9330 地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進	9331 ⑦ <u>地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュなど地域で活動する専門的人材を養成するとともに、</u> ⑧ <u>京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ中間支援組織を中心とした普及啓発活動等を支援します。</u>	○	⑦府内の家電販売店や工務店の店員等を「京都再エネコンシェルジュ」に認証し、そのスキルアップを図るとともに、京都再エネコンシェルジュによる家庭の再生可能エネルギー設備導入を促進 ⑦⑧地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による地域での普及啓発活動を支援	脱炭素社会推進課
			9332 ⑨ <u>「一般社団法人京都知恵産業創造の森」を通じて、スマート社会の実現に向けた産学公連携のネットワークづくり等の取組を推進するとともに、</u> ⑩ <u>環境団体や事業者団体、学術研究者等と共に結成した「京と地球の共生府民会議」のネットワークを活かし、幅広い環境保全活動や人づくりを推進します。</u>	○	⑨京都スマート社会推進連携会議において、産学公連携による知恵の交流と融合により新たな価値創造を図り京都経済を活性化 ⑩「京と地球の共生府民会議」において、環境連続セミナー等を開催し、府民一人一人の気付きや環境行動を促進	脱炭素社会推進課 産業振興課(商)